

# 個人情報取扱管理規程

大阪府立高津高等学校同窓会

---

平成27年1月1日施行

---

# 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大阪府立高津高等学校同窓会（以下「同窓会」という。）が保有する個人情報資産（以下「個人情報」という。）の保護に万全を期し、会員および社会からの信頼を得るため、事故、犯罪、過失等の脅威から個人情報を保護するとともに、利便性を考慮しつつ健全で安全な同窓会活動において利用することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報セキュリティとは、個人情報の機密性、完全性および可用性を確保し維持することをいう。
- (2) 個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定める個人情報のほか、同窓会が保有する会員の情報全般（システムのデータ、印刷物等）をいう。
- (3) 同窓会システムとは、個人情報を管理するためのソフトウェアおよびハードウェアの総称をいう。
- (4) システム委託会社とは、同窓会システムの運営を委託している会社をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、同窓会の個人情報に関連する人的、物的および環境的リソースのすべてに適用する。

(適用対象者)

第4条 この規程は、同窓会において業務に従事する役員および事務職員（以下「担当者等」という。）のほか、前条の適用範囲内で一時的に業務を実施する者を含めたすべての者を対象者とする。

(対象者の義務)

第5条 適用対象者は、この規程を遵守し同窓会の個人情報の適切な管理に努めなければならない。

## 第2章 基本方針

(個人情報取扱ポリシーの構成)

第6条 個人情報取扱ポリシー（以下、「ポリシー」という。）は、次に掲げる規程その他の文書により構成する。

- (1) プライバシーポリシー
  - (2) 個人情報取扱管理規程
- ② 「プライバシーポリシー」は、個人情報取扱に関する方針を定めたもので、同窓会ホームページに掲載して公開する。
- ③ 「個人情報取扱管理規程」は、個人情報取扱に関する具体的な内容を定める。

(個人情報取扱ポリシーの改定または廃止)

第7条 ポリシーを改定または廃止しようとするときは、役員会での決議を要するものとする。

## 第3章 行動指針

(実施事項)

第8条 同窓会は、保有している個人情報に対する不正アクセス、その紛失、漏えい、改ざんおよび破壊等を予防し、保護するため、適切な個人情報セキュリティ対策を行うものとする。

- ② 同窓会は、個人情報を取り扱うすべての担当者等に対して、個人情報の重要性を認識させ、取得から廃棄に至る個人情報の厳密な保護および適正な利用を行うよう周知徹底を図るものとする。
- ③ 同窓会は、個人情報取扱の役割と責任を明確にし、関連法令および関連する規範・規程を遵守して運用するものとする。
- ④ 同窓会は、個人情報にセキュリティ上の問題が発生した場合は、その原因を迅速に究明し、その被害の拡大を最小限に止めるよう努め、役員会に報告する。

(責任体制)

第9条 同窓会は、個人情報取扱に関する責任体制を明確にするため、次の責任者、管理者および担当者を定める。

- (1) 個人情報取扱責任者
- (2) 個人情報取扱管理者
- (3) 個人情報取扱担当者

(個人情報取扱責任者)

第10条 個人情報取扱責任者は、同窓会会長とする。

(個人情報取扱管理者)

第11条 個人情報取扱管理者は、IT担当の副会長とする。

② 個人情報取扱管理者は、個人情報取扱責任者の監督、指導のもと、個人情報の取扱に関する管理を行う。

(個人情報取扱担当者)

第12条 個人情報取扱担当者は、同窓会事務局およびシステム委託会社の担当者とする。

② 個人情報取扱担当者は、個人情報取扱管理者の監督、指導のもと、個人情報取扱ポリシーにのっとり、個人情報を取り扱うものとする。

## 第4章 取扱細則

(個人情報の管理)

第13条 会員の個人情報は、同窓会システムにて管理する。

② 会員の個人情報は、同窓会システムを通じて検索・閲覧する。

③ 同窓会は、会員の個人情報を次の場合を除き、会員の同意なく第三者に対して会員の個人情報を提供しない。

- ・会員に同窓会のサービスを提供する上で必要となる業務委託先に、機密保持契約を結んだ上で提供する場合。
- ・法律などにより提供が要求される場合。

(個人情報に関する権限)

第14条 会員の個人情報は、高校からの提供、会員本人からの提供、各期・クラブ幹事等からの提供により取得する。本人以外から取得する場合は、本人の同意を前提とする。

② 会員の個人情報は、会員本人または会員本人から委託を受けた事務局のみが変更可能とする。

③ 会員の個人情報のWeb上での検索・閲覧は、会費を納入した会員のみが可能とし、閲覧できる期間は納入年度および次年度とする。

④ 会員の個人情報は、次の公開範囲設定とし、公開範囲の設定は、会員本人または会員本人から委託を受けた事務局のみが変更可能とする。

- a. 「全卒業生に公開」
  - ・全会員に公開される。
- b. 「同期生に公開」
  - ・同期卒業生だけに公開される。
- a. 「公開しない」
  - ・公開されない。

(個人情報の利用)

第15条 同窓会役員および事務局担当者は、次の目的で会員の個人情報を利用することができる。

- ・会費の徴収
- ・会報の発行、送付
- ・メールの発行、送信
- ・問い合わせへの対応
- ・その他同窓会の運営に関する業務

② 各期幹事は、次の目的で会員の個人情報を利用することができることとし、同窓会は幹事の依頼に基づき会員の情報を開示することができる。

- ・同期会の案内
- ・その他同期会の運営に関する業務

③ 各クラブ幹事は、次の目的で会員の個人情報を利用することができることとし、同窓会は幹事の依頼に基づき会員の情報を開示することができる。

- ・クラブ同窓会の案内
- ・その他クラブ同窓会の運営に関する業務

④ 各支部等は、次の目的で会員の個人情報を利用することができることとし、同窓会は各支部等の依頼に基づき会員の情報を開示することができる。

- ・各支部等同窓会の案内
- ・その他各支部等の運営に関する業務

(個人情報の開示手続き)

第16条 各期幹事は、同窓会事務局に対し書面または電子メール（以下、「文書」という。）により、利用目的、情報媒体、会員の範囲を明確にし、会員の個人情報の開示を依頼する。

幹事以外の依頼は受け付けない。同窓会事務局は、依頼内容を精査し、個人情報取扱管理者（IT担当副会長）に開示の承認をもとめる。

個人情報取扱管理者は、依頼内容を精査して開示の可否を判断し、事務局に通知する。

同窓会事務局は、承認を得た場合、個人情報を暗号化した上で媒体にて依頼者に提供する。

② 各クラブ幹事は、同窓会事務局に対し文書により、利用目的、情報媒体、会員の範囲を明確にし、会員の個人情報の開示を依頼する。

幹事以外の依頼は受け付けない。同窓会事務局は、依頼内容を精査し、個人情報取扱管理者に開示の承認をもとめる。

個人情報取扱管理者は、依頼内容を精査して開示の可否を判断し、事務局に通知する。

同窓会事務局は、承認を得た場合、個人情報を暗号化した上で媒体にて依頼者に提供する。

③ 各支部等の責任者は、同窓会事務局に対し文書により、利用目的、情報媒体、会員の範囲を明確にし、会員の個人情報の開示を依頼する。

同窓会事務局は、依頼内容を精査し、個人情報取扱責任者（会長）に開示の承認をもとめる。

個人情報取扱責任者は、依頼内容を精査して開示の可否を判断し、事務局に通知する。

同窓会事務局は、承認を得た場合、個人情報を暗号化した上で媒体にて依頼者に提供する。